

中教審の基本構想について

多田鉄雄



中教審（中央教育審議会）は文部大臣の諮問を受け、昭和四十二年以来「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」検討し、昭和四十四年六月の中間報告案について昭和四十五年五月に「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」をまとめあげて公表したが、これを四十

以上の関係団体、審議会、官公庁の代表者に示して意見を聞き、さらに公聴会なども開き、これらを参考に昭和四十五年十一月、「初等・中等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」を出したことは大方の知るところである。

それによれば、現在はこの基本構想実現のための具体的な方策について検討中であるが、昭和四十六年五月ごろには、文部大臣に答申したいとしている。

これら三つの案を通読して見ると、確かに諸方面的意見をいい改められてきていることがわかる。しかしやはり見のがすことのできない問題点がいくつかかる。この三案の構想の底に流れている思想については、ここでは触れないこととして、幼児教育に関するものについて考察していくたい。

昭和四十五年十一月の最終案（基本構想）は、「幼稚園教育の積極的な普及充実」のための振興方策として次の四つをあげているが、これらすべては原則的には妥当な立言である。すなわち、(1)入園を希望するすべての五歳児を就園させることを第一次の目標として、市町村に対しても必要な収容力をもつ幼稚園を設置する義務を課すとともに、これに対する国および府県の財政援助を強化すること。

(2) これと並行して公・私立の幼稚園がその役割を適切に分担するよう、地域配置について必要な調整を行なうとともに、必要な財政上の措置を講ずること。

(3) 幼児教育に関する研究の成果にもとづいて幼稚園の教育課程の基準を改善すること。

(4) 個人立の幼稚園は、できるだけすみやかに法人立へ転換を促進すること。

とある。しかもその説明において、(1)公立と私立の幼稚園の関係、および幼稚園と保育所の関係をどうするか。(2)私立幼稚園に対するは、父兄の経済的負担が公立と同程度になるよう措置することが必要。(3)三・四歳児の就園についてもできるだけの配慮を行なうものとする。(4)先導的試行とは「改革の準備段階における単なる教育上の研究にとどまるものでなく、それ自体として、制度または内容の具体的な改革の第一歩をなすもの」とされていたのに対し、「その学校体系を全国的な学制改革にまで拡大するか、現行制度と並列的なものとして制度化するなどについては、(中略)あらためて判断すべきもの」としている。

「具体的な改革の第一歩とする」性質はとどめているが「学問的に根拠のある見通しに立って、現行の学校体系の中では十分に検討することのできない、人間の発達過程に応じた新らしい学校体系の有効性を明らかにするために「学校制度上特例を設けて、

将来の学制改革の基礎となる新らしい試行を積み重ねようとするもの」(傍点筆者)というように言及されていることは前案よりはるかに進歩しているといえる。

さきに「原則的には妥当」といったが、それはよりはつきりいえば、そこにはいろいろの問題点が残っているという意味である。以下それについて述べよう。

1、先導的試行

この案では「四・五歳から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行なうことによって、幼年期の教育効果を高めること」をねらいとして先導的試行に着手するとしている。その理由は「幼稚園と小学校の低学年の間に児童・児童の発達段階において近似したものが認められること」「いわゆる早熟化に対応する就学の始期の再検討、早期教育による才能開発の可能性」と見てよいであろう。

しかしこれらは現在までの研究で「学問的に根拠のある見通し」がなされているといい切れるであろうか。たとえば中教審が右のように述べる根拠の一つである中間報告案付属説明表一五六ページにあるピアジェの発達段階区分が、全く誤まって表現されていることが、大阪府私立幼稚園連盟教育制度特別委員会で指摘されており、日本保育学会の最近の調査研究も、児童の精神発達

についてこれと異なる結果を出しておる、幼児の発達加速度現象についても、部分的には見られるにしても、全般的にこれを肯定し得ないし、ことに体格についてはこれが見られているが、体力については否定的な結果が報告されている。

さらにこの「幼稚園と小学校の低学年」における近似性とは、より正確にいえば三歳児、四歳児、五歳児とであるか、四歳児、五歳児とであるか、五歳児のみであるか、また低学年とは、六歳児のみであるか、六歳児、七歳児とであるか、などが明らかにされていない。かりに五歳児と六、七歳児との近似性が認められたとしても、これに対応する一つの教育機関を考えるにあたっては、その上、下、すなわち五歳児と三、四歳児、および六、七歳児と八、九歳児との近似性は如何、ということが同時に検討されていなければならぬはずである。また年齢が下になるにつれ、生まれ月による格差が著しいことを、ここでどのように考えているかが明らかにされていなければならない。

要するに昭和四十四年の中間報告案が「最近の身体的発達がかなり早まっていることが指摘されている。これに伴つて、精神面や運動能力の発達も早まっているといわれているが、実証的にはあまり明らかでない」、「近年、才能開発のための早期教育の必要性が一部の人によつて強調されているが、どのような能力がどんな方法によつて伸びるか、その永続性と人間形成上の得失はどう

かなどについては、まだ試行的な模索の段階であり、集団施設教育として制度的に考慮すべき時期ではないと思われる」（中間報告案五八ページ以下、傍点筆者）と述べているが、それから二年足らずの現在、解決されているのかどうかということである。

これらに関連して、一体この構想試案の中で、学校教育法における幼稚園の目的たる「保育」とはどのように理解されているかということ、幼児期における必要な生活経験とはどんなものであるべきかが、十分に考えられているかということ、幼児の遊びと仕事とはどのような関係にあるかということ、さらに幼児が文字に関心をもち、文字を読むことができ、書くことができるものもいる、この年齢期において、どのような指導法、どのような学習が適切であるかということが問題である。これらの問題を一つの貫した教育機関でどのように考え、どのように位置づけるべきかの、「学問的に根拠のある見通し」ができるいるかということである。

揚げ足とりのようであるが、「幼稚園と小学校低学年、小学校高学年と中学校の間にはそれぞれ児童・生徒の発達段階……」の記述は「……幼児・児童・生徒……」とするべきで、これは作文した文部省官僚のミステーク、中教審委員の見落としか、それともすでに幼年学校の児童という、隠されている成案が露呈したものがかかるべきであろうか。

2、五歲兒就園

最終案は三歳児、四歳児の就園についても言及しているが、第一次目標として五歳児の可及的全員就園を目指している。このことは学校教育法でうたっている「適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」目的において五歳児と四歳児または三歳児との軽重があると考えているのかという疑問である。換言すれば「適当な環境、心身の発達の助長」は必ずしも幼稚園のみが与え得るとは限らない。すなわち個々の幼児の生活環境・家庭状況の如何によつて、特に幼稚園を必要とするものと、しからざるものとあつて、それは年齢に關係はないはずである。ひとり子またはそれに類する幼児にとっては、特に集団生活の場が必要であるし、望ましい生活経験をもち得ない環境にある幼児にとっては、それを提供してくれる幼稚園という場が特に必要なのである。

つぎに現実の問題として、市町村がまず五歳児を就園させるために敷地を確保し、施設を作つたとする。それを五年先、十年先に四歳児、三歳児にまで及ぼそうとして、容易にその敷地、施設を拡張できるかということである。さらに先導的試行の結果、幼年学校が制度となって採用された場合、これらの敷地、施設をどのように活用すべきか、このような考慮がなされていないとしたら、これは机上のプランと評されても仕方ないことであろう。

「第一次の目標」とは矛盾しているといわなければなるまい。
しかしこれを矛盾でないとするためには、「四、五歳児から……」
とあるのは、実は四歳児も考慮するが、原案としては五歳児
からを考えていると推測するほかはない。たしかに英國は五歳から
就学義務になっており、西ドイツにおいても、一方において就
学時期になつても初等学校における学習のレディネスの不十分な
児童が、（その文献が手元にないので明確な数字をあげ得ない
が）たしか二〇%前後もあるから、就学時期を半カ年あとへずら
そうという主張がある。そのような児童のためにいわゆる学校幼
稚園という制度があるにもかかわらず、昨年西ドイツ連邦教育審
議会は、初等教育を五歳から始めることを勧告しており「幼稚教
育二年（三歳、四歳）初等教育三年（五、六、七歳）前期中学教
育六年」現実にミュンヒエン市のあるバイエルン州では五歳就学
を七〇年度試行期間、七一年度実施としている。しかしこれは別
のところで紹介しているように学習始期を早めるということでは
ないようである。

さらに「四、五歳児から小学校の低学年」といつた場合、「四

もしこれにならうのであれば、その教育内容、保育内容が、何

よりも先ず検討されねばならぬはすであるが、一方において先導的試行の実施を進め、他方で五歳児就園を促進させるということは、いたずらに混乱を招くものというべきであろう。

3、幼稚園と保育所

両者の関係については、すでに各方面でこれまでに多く論述されており、詳論は避けるが、「将来は、幼稚園として必要な条件を具備した保育所に対しても、幼稚園としての地位をあわせて付与する方法」をとつたからといって解決のつくような問題ではない。本来的には、幼稚園は教育的機能とともに保護的機能も果たすべきものであるが、後者が棚上げされた形で現在に至っている。

一方、幼稚園と保育所との関係は、それぞれの所轄官庁である厚生省と文部省との間での、徹底的な検討が少しも行なわれずにきているままである。中教審が現状のままで制度改革を進めるならば、両者が何の連絡もなく、それぞれ児童福祉法と学校教育法を制定して、弊を後日に残している二の舞を演ずることは必至である。

かりに「四、五歳児から低学年まで」の施設を幼年学校と呼ぶとして、かかる幼稚園としての地位と幼年学校との連絡・関係はどうにするのか、幼年学校の四、五歳児には「保育に欠ける幼児」は入学できるのかどうか、幼年学校の六歳以上の児童に対してはどのような保護機能が、いかなる機関によって行使される

べきかが考えられていなければならない。

4、その他

与えられた紙面が少ないので、問題点を列挙するにとどめるが適正配置の問題については、十数年来、声を大きくして呼ばれているにもかかわらず、実際にはほとんど放置されている状態である。これに関してどのような具体的な方策、なおいえば実行可能な方策が考えられているのかということである。前述したような保育所が将来考えてくるならば、これは保育所と幼稚園との間に最も該当する。

(b) 「法人立の転換」とは「学校法人立」の意味か、それとも「幼稚園法人」とでもいうべき特殊の法人が考えられているのかどうかということである。幼稚園の規模・運営からいって、また幼稚園の現情からいって、学校法人立にすることが、いかに実現困難かの事情をどの程度考察に入れているかの問題である。

(c) 必要な財政上の措置はどのようにして実現可能であるかの問題もある。

最後に、もっとも大切なことは、幼児教育に関してこの案の中で構想されてある諸事項が、容易なものだけが実行され、困難なものは見えてられる結果とでもなるならば、これは制度改革の最大なるものとなるにちがいないということを忘れてはなるまい。